

ニュースリリース

損害保険料率算出機構
(略称：損保料率機構)
総務企画部 広報グループ
〒163-1029
東京都新宿区西新宿 3-7-1
新宿パークタワー29階
<http://www.giroj.or.jp/>

No.2015-0018

2015年9月30日

地震保険基準料率の届出について

損害保険料率算出機構【理事長：浦川道太郎（早稲田大学法学学術院教授）、略称：損保料率機構】は、「損害保険料率算出団体に関する法律」（料団法）第9条の3第1項の規定に基づき、地震保険基準料率の変更に関する届出を、2015年9月30日付で金融庁長官に行いました。

今回、地震保険基準料率を全国平均で**＋5.1%**引き上げる届出を行いました。
なお、改定率は都道府県・建物の構造区分別に異なります。^(注1)
(最大引上げ率は**＋14.7%**、最大引下げ率は**－15.3%**)
この届出を行うこととなった主な理由は以下の3点です。^(注2)

- ・ 震源モデルの見直しをはじめとした各種基礎データの更新など
- ・ 「地震保険に関する法律施行令」改正による 損害区分の細分化（4区分化）
- ・ 財務省にて開催された「地震保険制度に関するプロジェクトチーム・フォローアップ会合」における議論のとりまとめ

(注1) 今回は基本料率（割引適用前の基準料率）のみの改定であり、割引率などに変更はありません。

(注2) 詳細は別紙をご参照ください。

地震保険基準料率とは

当機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、地震保険基準料率を算出しています（詳細は後記《補足事項》参照）。

《地震保険基準料率の仕組み》

地震保険基準料率は、地震災害に対する保険金の支払いに備えるため、将来の地震の危険度に基づき、利潤は含めず、低廉で適正な原価で算出されています。

また、契約者が支払った地震保険料は、将来の支払いに備えるため、必要経費部分を除いた全ての額を責任準備金として積み立てる仕組みとしています。

◇本件に関するお問合せ◇
総務企画部 広報グループ
contact@mx.giroj.or.jp
(担当：小山、林)

今回届け出た基本料率は、下表のとおりです。

【保険期間 1 年、保険金額 1,000 円とした場合の保険料】

建物の構造 都道府県	イ構造			ロ構造		
	現行 [円]	届出 [円]	改定率	現行 [円]	届出 [円]	改定率
北海道	0.84	0.81	-3.6%	1.65	1.53	-7.3%
青森県	0.84	0.81	-3.6%	1.65	1.53	-7.3%
岩手県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
宮城県	0.84	0.95	+13.1%	1.65	1.84	+11.5%
秋田県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
山形県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
福島県	0.65	0.74	+13.8%	1.30	1.49	+14.6%
茨城県	1.18	1.35	+14.4%	2.44	2.79	+14.3%
栃木県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
群馬県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
埼玉県	1.36	1.56	+14.7%	2.44	2.79	+14.3%
千葉県	2.02	2.25	+11.4%	3.26	3.63	+11.3%
東京都	2.02	2.25	+11.4%	3.26	3.63	+11.3%
神奈川県	2.02	2.25	+11.4%	3.26	3.63	+11.3%
新潟県	0.84	0.81	-3.6%	1.65	1.53	-7.3%
富山県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
石川県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
福井県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
山梨県	0.84	0.95	+13.1%	1.65	1.84	+11.5%
長野県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
岐阜県	0.84	0.81	-3.6%	1.65	1.53	-7.3%
静岡県	2.02	2.25	+11.4%	3.26	3.63	+11.3%
愛知県	2.02	1.71	-15.3%	3.26	2.89	-11.3%
三重県	2.02	1.71	-15.3%	3.26	2.89	-11.3%
滋賀県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
京都府	0.84	0.81	-3.6%	1.65	1.53	-7.3%
大阪府	1.36	1.32	-2.9%	2.44	2.38	-2.5%
兵庫県	0.84	0.81	-3.6%	1.65	1.53	-7.3%
奈良県	0.84	0.81	-3.6%	1.65	1.53	-7.3%
和歌山県	2.02	1.71	-15.3%	3.26	2.89	-11.3%
鳥取県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
島根県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
岡山県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
広島県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
山口県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
徳島県	1.18	1.35	+14.4%	2.79	3.19	+14.3%
香川県	0.84	0.95	+13.1%	1.65	1.84	+11.5%
愛媛県	1.18	1.20	+1.7%	2.44	2.38	-2.5%
高知県	1.18	1.35	+14.4%	2.79	3.19	+14.3%
福岡県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
佐賀県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
長崎県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
熊本県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
大分県	0.84	0.95	+13.1%	1.65	1.84	+11.5%
宮崎県	0.84	0.95	+13.1%	1.65	1.84	+11.5%
鹿児島県	0.65	0.68	+4.6%	1.06	1.14	+7.5%
沖縄県	0.84	0.95	+13.1%	1.65	1.84	+11.5%

(注) イ構造：耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物 ロ構造：イ構造以外の建物

実際の契約例での保険料は参考 1 をご参照ください。届出後の基準料率の詳細については、こちら(https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/pdf/201509_table.pdf)をご確認ください。

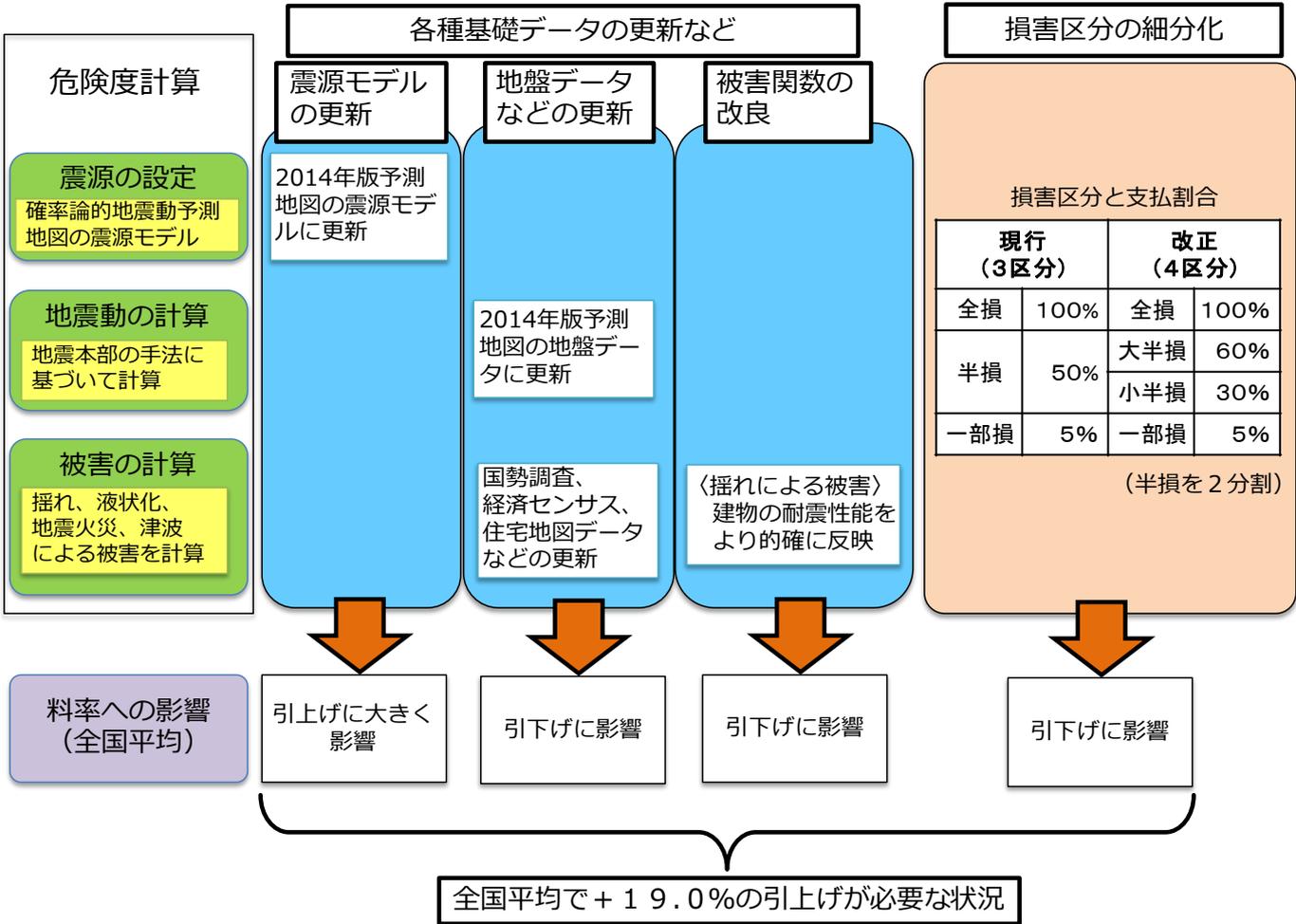
1. 全国平均の引上げ率について

(1) 各種基礎データの更新などによる料率への影響

地震保険基準料率（以下、料率）は、被害予測シミュレーションによる危険度計算に基づいて算出しています。今回、この危険度計算を改めて行った結果、料率は全国平均で +19.0% の引上げが必要な状況にあることが分かりました。

なお、今回の危険度計算では、各種基礎データを最新のものに更新するとともに、被害関数（揺れの大きさと揺れによる被害の関係）について、東北地方太平洋沖地震などによる保険金支払実績を踏まえた改良を行っています。

また、料率は細分化した損害区分（4区分）を前提としています。



👉 震源モデルの更新について

危険度計算では、地震調査研究推進本部（以下、地震本部）が作成する「確率論的地震動予測地図」（以下、予測地図）の震源モデルを用いています。

東北地方太平洋沖地震を受け、この震源モデルが2014年12月19日に公表された予測地図で見直されました。

震源モデルの見直しの詳細は地震本部の「全国地震動予測地図2014年版～全国の地震動ハザードを概観して～」(http://www.jishin.go.jp/main/chousa/14_yosokuchizu/index.htm) をご参照ください。

👉 損害区分の細分化（4区分化）について

地震保険の損害区分を定めている「地震保険に関する法律施行令」の改正により、これまでの損害区分（全損・半損・一部損の3区分）の「半損」が2分割され、損害区分は4区分（全損・大半損・小半損・一部損）となります（2017年1月1日実施）。

この損害区分の細分化は、財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム・フォローアップ会合」における議論*（損害査定の迅速性を確保しつつ、より損害の実態に照らした損害区分とすることが望ましい）を踏まえ行われたものです。

※同会合における議論のとりまとめ（以下、「FUまとめ」）の概要は、参考2をご参照ください。なお、「FUまとめ」は下記にて公表されています。

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/jisinpt_fu/report/index.html

（2）複数段階に分けた料率の引上げ

危険度計算の結果としては、全国平均で+19.0%の料率の引上げが必要な状況にはありませんが、この場合、前回の改定（2013年3月届出・2014年7月実施、全国平均で+15.5%の引上げ）から間がない中、再度、これを上回る大幅な引上げを行うこととなります。

そこで、この点について「FUまとめ」における意見・指摘を踏まえ、3段階に分けて料率の引上げを行うこととしました。今回届け出るのは、その1回目の引上げにあたり、引上げ率は下表のとおりです。

今回（3段階の1回目）の全国平均の引上げ率

イ構造	ロ構造	合計
+5.1%	+5.2%	<u>+5.1%</u>

なお、2回目以降の料率の引上げは、新たな予測地図の公表による震源モデルの更新をはじめとする、今後の各種基礎データの更新などの影響を踏まえて行います。

<<「FUまとめ」における意見・指摘>>

- ・ 保険数理上は地震被害のリスクを 速やかにかつ適切に反映させることが望ましい。
- ・ 地震保険制度の強靱性の観点から地震保険料率の 引上げは1回で行うことが望ましい。

- ・ 今回の引上げ幅は、（中略） 保険契約者の負担感が高まることが懸念される。
- ・ 地震保険の加入率確保の観点から、保険契約者の理解を得られるよう、複数段階に分けて地震保険料率を引き上げることも考えられる。

3段階に分けた料率の引上げ

今回の届出では、料率の引上げを3段階に分けて行うこととしているため、3段階の引上げが行われるまでの間については、保険料収入が不足することになります。

この不足分については、長期的に地震保険制度の収支相償を確保するため、「FUまとめ」を踏まえ、3段階の引上げ後に実施する改定にて解消することとしています。

2. 都道府県別料率について

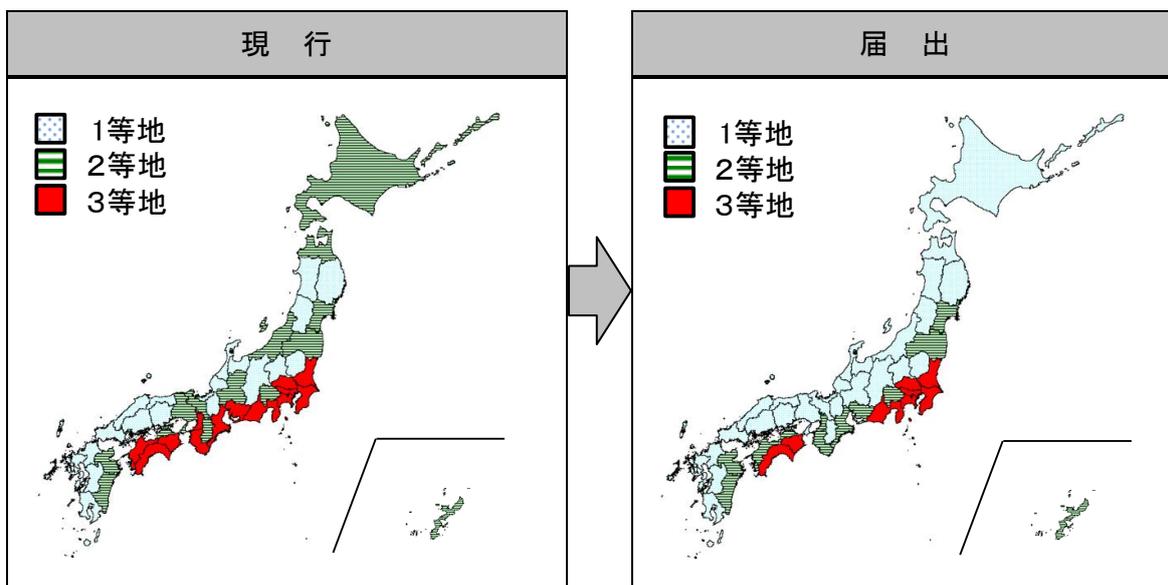
(1) 危険度計算の結果に基づく等区分

現在、地震保険では危険度に応じて都道府県を3つの等地（危険度の低い順に1等地から3等地）に区分しています。

今回新たに危険度計算を行い、等地を再区分したところ、全体的に危険度は大きくなっていますが、震源モデルの更新の影響がそれほど大きくない都道府県については、低い等地に移行することとなります。

【等区分】

現行	届出	都道府県
1	1	岩手、秋田、山形、栃木、群馬、富山、石川、福井、長野、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島
		北海道、青森、新潟、岐阜、京都、兵庫、奈良
2	2	宮城、福島、山梨、香川、大分、宮崎、沖縄
		愛知、三重、大阪、和歌山、愛媛
3	3	茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、徳島、高知

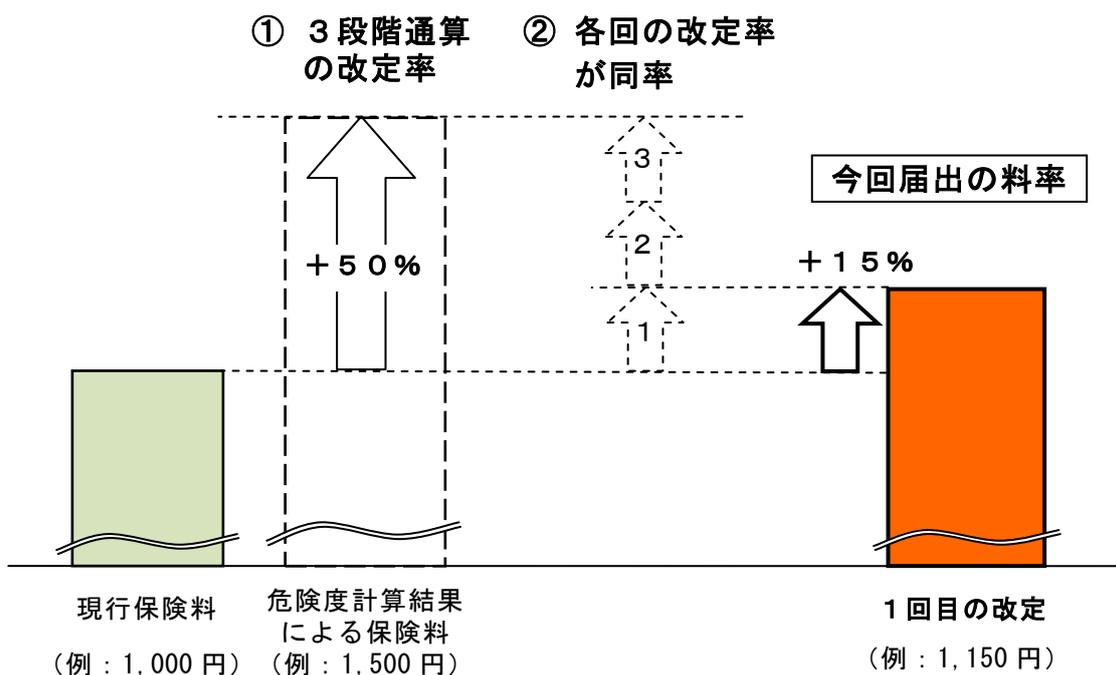


(2) 今回届け出た都道府県別料率の算出

都道府県別料率は、危険度計算の結果に基づき等区分ごとに算出することを基本としています。そのうえで、今回は、各等区分に区分されているいずれの都道府県においても引上げ率が+50%を上回ることはないように、以下の手順で都道府県別料率を算出しています。

- ① 都道府県ごとに **3段階通算の改定率*** (**+50.0%を上限**) を計算
- ② 3段階に分けた **各回の改定率が同率** となるように1回目の都道府県別料率を算出

例：改定率が3段階通算で50%となる場合*



※実際の通算の改定率は2回目以降の改定率により変動します。

以上のように算出した今回届出の都道府県別料率の最大引上げ率、最大引下げ率は下表のとおりです。

	イ構造	ロ構造
最大引上げ率	+14.7%	+14.6%
最大引下げ率	-15.3%	-11.3%

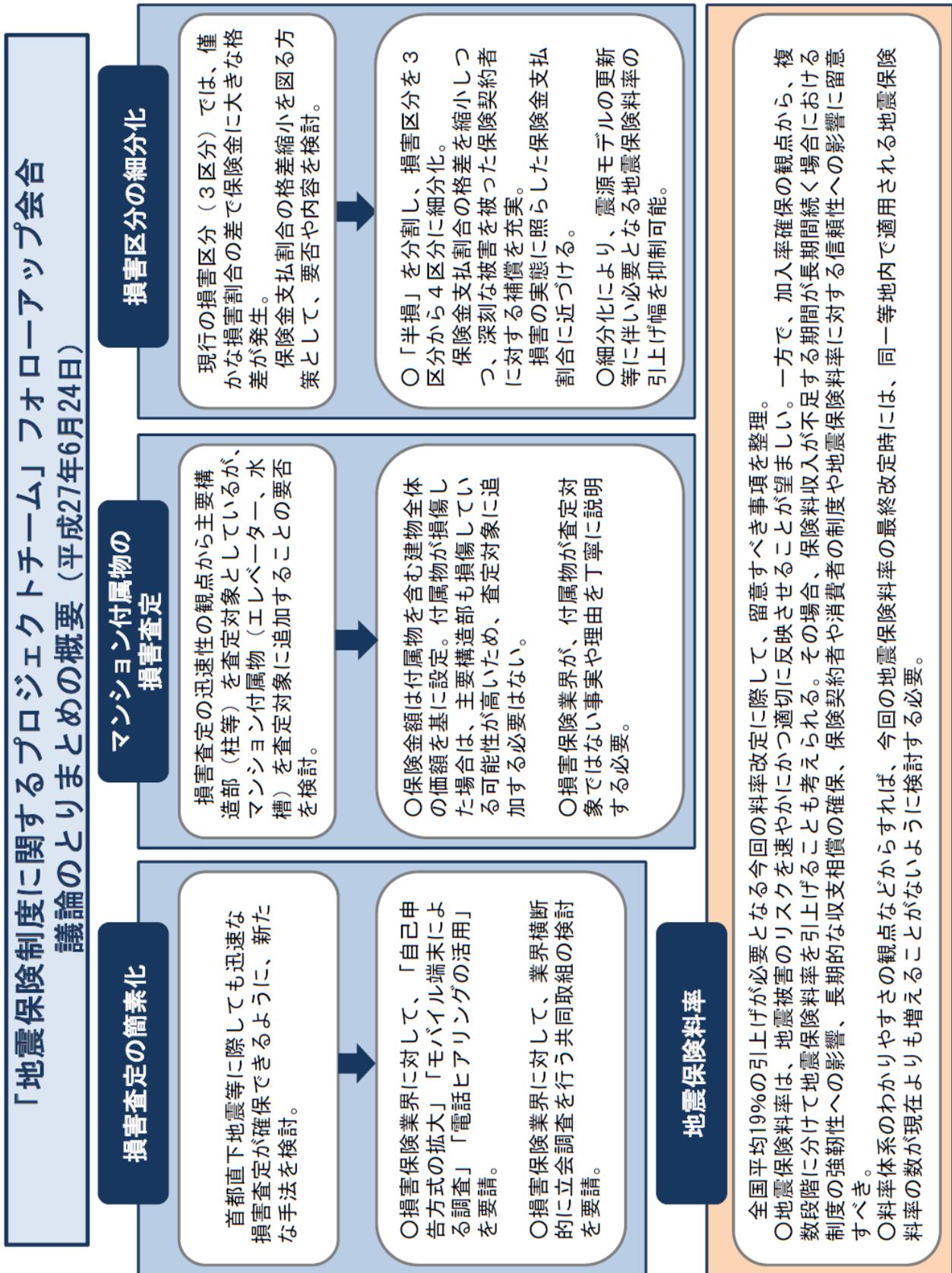
多くの都道府県では、震源モデルの更新による影響で料率が引上げとなりますが、震源モデルの影響がそれほど大きくない都道府県では、むしろ料率の引下げ要素となる被害関数の改良および損害区分の細分化（1ページ参照）の影響により料率が引下げとなります。

【保険期間 1 年、保険金額 1,000 万円、割引率 10%^(注) とした場合の保険料】

建物の構造 都道府県	イ構造			ロ構造		
	現行 [円]	届出 [円]	差額 [円]	現行 [円]	届出 [円]	差額 [円]
北海道	7,600	7,300	-300	14,900	13,800	-1,100
青森県	7,600	7,300	-300	14,900	13,800	-1,100
岩手県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
宮城県	7,600	8,600	1,000	14,900	16,600	1,700
秋田県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
山形県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
福島県	5,900	6,700	800	11,700	13,400	1,700
茨城県	10,600	12,200	1,600	22,000	25,100	3,100
栃木県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
群馬県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
埼玉県	12,200	14,000	1,800	22,000	25,100	3,100
千葉県	18,200	20,300	2,100	29,300	32,700	3,400
東京都	18,200	20,300	2,100	29,300	32,700	3,400
神奈川県	18,200	20,300	2,100	29,300	32,700	3,400
新潟県	7,600	7,300	-300	14,900	13,800	-1,100
富山県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
石川県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
福井県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
山梨県	7,600	8,600	1,000	14,900	16,600	1,700
長野県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
岐阜県	7,600	7,300	-300	14,900	13,800	-1,100
静岡県	18,200	20,300	2,100	29,300	32,700	3,400
愛知県	18,200	15,400	-2,800	29,300	26,000	-3,300
三重県	18,200	15,400	-2,800	29,300	26,000	-3,300
滋賀県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
京都府	7,600	7,300	-300	14,900	13,800	-1,100
大阪府	12,200	11,900	-300	22,000	21,400	-600
兵庫県	7,600	7,300	-300	14,900	13,800	-1,100
奈良県	7,600	7,300	-300	14,900	13,800	-1,100
和歌山県	18,200	15,400	-2,800	29,300	26,000	-3,300
鳥取県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
島根県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
岡山県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
広島県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
山口県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
徳島県	10,600	12,200	1,600	25,100	28,700	3,600
香川県	7,600	8,600	1,000	14,900	16,600	1,700
愛媛県	10,600	10,800	200	22,000	21,400	-600
高知県	10,600	12,200	1,600	25,100	28,700	3,600
福岡県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
佐賀県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
長崎県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
熊本県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
大分県	7,600	8,600	1,000	14,900	16,600	1,700
宮崎県	7,600	8,600	1,000	14,900	16,600	1,700
鹿児島県	5,900	6,100	200	9,500	10,300	800
沖縄県	7,600	8,600	1,000	14,900	16,600	1,700

(注) 建築年割引、耐震等級割引(耐震等級1)または耐震診断割引の割引率

財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ委員会
議論のとりまとめの概要（平成27年6月24日）



出典：財務省ウェブサイト（http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/jisinpt_fu/report/index.html）

※ウェブサイトでは財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ委員会 議論のとりまとめも公表されています。

○地震保険について

地震保険は「地震保険に関する法律」に基づいて設けられている保険で、居住用建物や家財を対象として、地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害^{注1}を補償する保険です。

地震保険は、必ず火災保険とあわせて加入することになっています。保険金額は、建物については5,000万円、家財については1,000万円を引受限度額^{注2}としており、火災保険の保険金額の30%~50%で設定することになっています^{注3}。

地震保険は、大規模な地震により巨額な損害が生じた場合、民間の保険会社では補償しきれないことから、政府が再保険を引受けることによって、政府と民間の保険会社が分担して補償する仕組みになっています^{注4}。

○地震保険の基準料率の届出

当機構は料団法に基づき、地震保険の基準料率を算出し、金融庁長官に届出を行います。金融庁長官は、届出のあった基準料率について「基準料率の原則」（基準料率は、合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない）に適合しているか、審査（適合性審査）を行います。

また、契約者や被保険者などの利害関係人は、当機構が金融庁長官に届け出た基準料率に不服がある場合には、料団法に基づき金融庁長官に異議の申出を行うことができます^{注5}。

○基準料率に関する資料の閲覧

地震保険基準料率表および基準料率算出の基礎資料の閲覧^{注6}を希望される場合は、当機構総務企画部広報グループまでお問い合わせください。

なお、今回届け出た内容は10月2日付の官報に掲載されます。また、届出を行った地震保険基準料率表は、当機構のホームページで掲出しており、ご要望があればご提供いたします。（https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/pdf/201509_table.pdf）

○震源モデルについて

「確率論的地震動予測地図」の震源モデルのデータは、同地図の作成に資する技術的な検討および作成作業を行っている国立研究開発法人防災科学技術研究所のウェブサイトにおいて公表されています。（<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>）

注1 これらの損害は火災保険では支払われません。

注2 引受限度額については、地震保険に関する法律 施行令 第2条に定められています。

注3 保険金額については、地震保険に関する法律 第2条に定められています。

注4 政府再保険については、地震保険に関する法律 第3条に定められています。

注5 異議の申出については、料団法 第10条の2 および第10条の6に定められています。

注6 資料の閲覧については、料団法 第10条に定められています。